

中央建設業審議会総会

2024年12月2日

【事務局（高橋）】 おはようございます。皆様おそろいとなりましたので、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私、事務局の入札制度企画指導室の高橋でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日の審議会には、委員総数の2分の1以上の御出席をいただいておりますので、建設業法施行令第46条第1項の規定による定足数を満たしていることを、まず御報告申し上げます。また、中央建設業審議会議事細則第9条第1項によりまして、本審議会は公開となっております。本日、お手元に配付いたしました資料は、議事次第の2ページに一覧として記載してございます。不足がございませんでしょうか。万が一ございましたら、事務局のほうに御用命いただければと存じます。

本日は、オンラインで御出席の委員もいらっしゃいます。御発言の際は、マイクに近づき過ぎず、ゆっくりとお話をいただきますようお願いを申し上げます。

報道関係の皆様方の冒頭カメラ撮りは議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

それでは、議事に先立ちまして、国土交通省不動産・建設経済局長の平田から御挨拶を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

【平田不動産・建設経済局長】 皆さん、おはようございます。国土交通省不動産・建設経済局長の平田でございます。この7月からこの職を拝命しております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

この審議会につきましては、今年の3月以来の開催となります。前回の総会では、第三次・担い手3法の改正案の状況などについて御報告をさせていただいたところでございます。その後、国会での審議を経まして、おかげさまで6月に改正法が成立している状況でございます。

今回の改正は、担い手の確保が建設業の喫緊の課題となっているという中で、労働者の処遇改善、そして働き方改革などを通じて、社会資本の整備と管理の担い手、また、地域の守り手である建設業の持続可能性を実現しようというものであります。また、民間工事を牽引する立場にある公共工事においては、これらの取組をより強力に推進していく必要があるということで、建設業法及び公共工事入札契約適正化法の改正と併せまして、議員立法として、公共工事の品質確保の促進に関する法律についても改正がなされております。

今後、改正建設業法等により設けられました新しい制度が施行されるということになるわけでございますけれども、担い手確保の実現に向けては、その実効性を確保していくことが極めて重要でございます。そうした考えの下、資材価格高騰への対応など、改正法の施行に向けた検討を進めてきたところでございまして、本日は最近の建設業を取り巻く現状のほか、改正建設業法等の施行に際し、具体的な対応について御報告をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ぜひとも忌憚のない御意見を頂戴しますとともに、建設産業行政の今後の在り方について活発な御審議をいただきまして、国土交通省としても今後施策の展開に生かしてまいりたいと考えております。本日はどうぞよろしく申し上げます。

【事務局（高橋）】 ありがとうございます。

議事に先立ちまして、前回の開催以降に委員の交代がございましたので、新たに就任された3名の委員を御紹介させていただきます。

一般社団法人全国建設業協会会長の今井雅則委員でございます。

【今井委員】 今井でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【事務局（高橋）】 三井不動産株式会社取締役専務執行役員ビルディング本部長の鈴木眞吾委員です。

【鈴木（眞）委員】 鈴木でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局（高橋）】 一般社団法人日本電設工業協会会長の文挾誠一委員でございます。

【文挾委員】 文挾です。よろしくお願いたします。

【事務局（高橋）】 次に、本日欠席の委員でございますが、弁護士の池田綾子委員、島田市長の染谷絹代委員、慶應義塾大学法学部教授の丸山絵美子委員、山形県知事の吉村美栄子委員より欠席の連絡をいただいております。また、京都大学大学院工学研究科准教授の西野佐弥香委員におかれましては、オンラインで御参加をいただいております。

これより議事に入らせていただきますが、報道関係者の皆様におかれましては、これ以降

のカメラ撮りを御遠慮いただきますようお願い申し上げます。

それでは、これ以降の議事の進行は大久保会長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

【大久保会長】 大久保です。おはようございます。

3月以来というお話がございましたけれども、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に基づきまして、議事に入らせていただきます。

まず、議事の1の第三次・担い手3法など最近の建設業をめぐる状況について、事務局より御報告をお願いします。

【神澤建設業政策調整官】 皆様、おはようございます。国土交通省建設業課の神澤と申します。

私のほうからは、第三次・担い手3法の成立をはじめといたします、最近の建設業をめぐる状況、動きについて御説明申し上げたいと思います。

お手元の資料1-1を御覧ください。

本日、私からの御説明は、まず前半に、建設業の担い手を確保するために喫緊に取り組むべき賃上げ・資材価格転嫁及び働き方改革の取組について、これまでの政策とともにデータもお示ししながら現状をお話しできればと思います。後半におきましては、さきの通常国会で成立をいたしました担い手3法について改めて概要をお話しした上で、そのうち今月に施行を予定しております事項について、施行に向けた検討状況を御報告できればと思います。

では、1ページをおめくりいただければと思います。

まず、前半の1つ目、賃上げ・資材価格転嫁の取組についてお話をいたします。

2ページ御覧ください。

これまでの賃上げに係る施策について御紹介をしております。左下の棒グラフにございますとおり、公共工事につきましては、いわゆる設計労務単価、12年連続で引き上げてきたほか、最新単価を予定価格に反映するなど、様々な取組を通じまして賃金原資の確保に取り組んでまいりました。

また、右側にごございますとおり、今年の3月には主要な建設業団体の皆様方にお集まりいただきまして、官邸にて賃上げに係る意見交換会を開催いたしましたほか、国土交通大臣と建設業団体トップとの間で、技能者の賃上げについて5%を十分に上回る上昇を目標とすることなどを申合せいたしました。

このほか、受発注者間や元下間の取引について書面調査、実地調査などを行い、必要に応じて賃金上昇が阻害されないよう指導も行ってまいりました。

こうした取組の進捗とともに、右上の折れ線グラフでございますとおり、生産労働者、いわゆる技能者の賃金、着実に上昇を見せてきているところでございますけれども、なお、全産業平均にはまだ届いていないという実態がございます。

3ページを御覧ください。

今年の9月に、国土交通大臣と建設業団体との間で意見交換会を開きまして、賃上げや働き方改革への対応について改めて進捗の確認等をさせていただきました。

なお、その際に建設業界における施工余力について確認をいたしましたところ、適切な価格と工期とが示されれば十分な施工余力があるとお話もいただいているところでございます。

4ページ御覧ください。

主要な建設資材の価格推移でございます。ロシアによるウクライナ侵攻が令和4年の2月でございましたけど、その半年ほど前から、原材料費の高騰であったりエネルギーコストの上昇を背景にいたしまして、一部資材が上がり始めまして、令和4年以降、円安の加速もございまして、主要資材が全体的に高騰し、今日に至るまで高止まり状態が続いているという状況でございます。

5ページを御覧ください。

こうした資材高の状況下におきまして、実際の工事契約ではどのような対応が取られているのか、我々が調査した結果をお示ししてございます。

まず、上の棒グラフ、こちらは物価の変動に際して、契約変更に関する条項が契約書に入っているかどうかを建設業者にお尋ねした結果です。総じて契約変更条項がある契約、半数程度となっております。その回答業者が主に元請として請負工事をされているのか下請となっているのかに関わらず、全般的に半数前後が契約に変更条項がそもそもないという状況でございます。

続きまして、左下の円グラフ、これは資材高の影響などを受けた工事につきまして、契約変更協議を実際に申し出たか否かというのを尋ねた結果です。約半分は協議を申し出て、その結果、右の円グラフのように2割程度はほぼ申出どおりに契約変更が行われたという結果になっております。逆に言うと、変更を申し出ても、7割以上は一部の変更が認められたにとどまっているというような状況でございます。

再度左の円グラフに戻っていただきまして、赤でお示しした14%、これは協議を申し出たものの協議に応じてもらえなかった、それから緑でお示しをした4割弱、これはそもそも協議の申出を行わなかったという実態がございまして、後ほど御説明いたします改正法に照らしましても、こうしたところの改善なりが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

次に、前半の御説明の2つ目、働き方改革に向けたこれまでの取組について御説明をいたします。

7ページを御覧ください。

今年の4月から、時間外労働の罰則規制が建設業にも適用となりましたけれども、こうした規制を遵守できるように、3ポツにございまして、適正な工期設定に向けた取組を強化してまいりました。具体的には、3月に開催をいたしました中建審において、いわゆる工期に関する基準を変えていただき、それを踏まえた適正工期の設定を自治体や民間の発注者に働きかけを続けてまいりました。また、4ポツにございまして、工事現場におきましては、様々な工事関係書類の作成が、特に技術者の方の長時間労働の要因となっているとお声を踏まえまして、工事関係書類の簡素化などにも取り組んでまいりました。

8ページを御覧ください。

まず、上の棒グラフ、これは技能者、技術者、それぞれの平均の残業時間を調査した結果です。これは昨年度実施した調査ですので、調査時点では違法にはならないですけれども、今年の4月から適用対象となっております時間外労働規制の上限時間を超えている割合というのが、技術者で15%ほどに及んでいるという状況でございまして。建設業分野において長時間労働を解消するためには、やはり適正な工期が設定されるということが最も重要となりますけれども、下のグラフ、工期の設定方法についてお尋ねをした結果をお示ししてございまして、赤い太枠で囲んだとおり、2割程度の事業者は協議に応じてもらえない、または協議をしても要望を受け入れてもらえないという結果が出てございまして。さらには、青の太枠でお示しをしたとおり、2割弱はそもそも注文者の意向を優先して協議を依頼していないという結果になってございまして。今般の担い手3法の改正によって、注文者のみならず受注者についても工期ダンピングを禁止する規定を入れましたけれども、こうした法の趣旨を踏まえまして、適切に協議を行っていただくことが重要であろうというふうに考えてございまして。

9ページ御覧ください。

今年の4月から時間外労働規制が適用されたということで、4月から8月という5か月の出勤日数と労働時間が、昨年以前の同時期と比べてどう推移したかをお調べした結果です。御覧のとおり、出勤日数、実労働時間ともに、5年前に比べて段階的に減少してきておりますが、まだ全産業と比べると建設業は多いという状況でございます。ただ、直近この数年、その全産業との乖離幅が徐々に縮小傾向にあるということがお分かりいただけるかと思えます。

さて、10ページ以降は、今回の御説明の後半、すなわち第三次・担い手3法についてお話をしてまいります。

11ページを御覧ください。

今回改正対象となりました法律は、オレンジで囲みました公共工事品質確保法という議員立法、それから青で囲みました建設業法・公共工事入札適正化法という政府提出法案の計3本の法律となりまして、これらをまとめて担い手3法と呼んでおります。品確法は公共工事に適用されるものでして、より先進的ないい取組へ誘導していくような理念的な法律、建設業法は、民間工事にも適用される最低ルールを定めたものという位置づけでございます。

全体の方向性でございますけれども、建設業、まさに地域の守り手としての役割を果たしており、安全安心かつ豊かな国民の暮らしを支えるためには、建設業の持続的発展が不可欠だという認識を大前提といたしまして、新規の入職を促進し将来の担い手確保育成を図っていくことが喫緊の課題であるという認識の下に、左の縦列のピンクの色の3つでお示しをしたとおり、労務費の確保による処遇改善、それから資材価格の適切な転嫁による労務費へのしわ寄せ防止、さらには働き方改革・環境整備、こうしたことを3本柱として進めていくというような方向性でございます。また、働き方改革と相通じるものがございまして、黄緑でお示しをしたとおり、ICT化などを通じて業界全体の生産性向上を図るという取組も併せて軸に据えているところでございます。

12ページは品確法の詳細な概要になっておりますけれども、本日の議事の(3)でお話があるかと思しますので、ここについては割愛いたします。

13ページを御覧ください。

改めて改正建設業法の概要でございます。こちら、3本柱、すなわち労務費の確保による処遇改善、資材価格の適切な転嫁による労務費へのしわ寄せ防止を図るとともに、時間外労働規制に適切に対応しながら、適正な工期を確保し働き方改革・環境整備を図ると、こういう3本柱で新たな制度等を設けました。

1つ目の柱のポイント、労働者の処遇改善については、これまで客観的な物差しが存在しなかった労務費について、中建審がいわゆる標準労務費を作成・勧告するという制度を新たに作り、それに照らして著しく低い労務費で見積りが提示されることなどを禁止したところでございます。この1つ目の柱関係は、来年12月めどの施行を予定しておりますので、あと1年ほどかけまして、労務費ワーキングにて議論を進めていくこととなっております。今月の施行を予定しておりますのが、2本目と3本目の柱関係となりますので、後ほど詳しく御説明をしたいと思います。

14ページ、今般の改正法の施行のタイミングをまとめたものです。

今回の改正法の施行、大きく3段階に分かれておりまして、まず、今年の9月に、第1段階の施行として労務費の基準を作成する権限が中建審に付与されるなどが施行になりました。今月の施行、第2段階目といたしましては、労務費へのしわ寄せ防止に関する規定、具体的には価格転嫁に関して請負金額の変更を契約書に記載すること等々が適用開始になります。また、技術者の配置規制の合理化等の働き方改革関係の規定も、今年の12月の施行を予定しております。最後、第3段階目の施行、来年12月となっておりますので、このタイミングでは労務費の基準を著しく下回る価格ダンピングや工期ダンピングの対策強化規定の関係が施行になる予定でございます。

15ページから、今回施行となる規定についてお話をしてまいります。

16ページを御覧ください。

労務費へのしわ寄せ防止、価格転嫁関係についての新しい制度です。先ほど前半で総論御説明したときに、資材高騰に伴って契約変更する条項がない契約というのが依然として半数ほどあるというデータを御紹介したところでございますけれども、今回の改正におきまして、資材高騰が起こった場合に、請負代金等をどう変更していくのか、そういったことを契約書の法定記載事項として明確化いたしました。さらに、受注者のほうから、契約前に資材高騰のおそれ情報を通知していただくという義務を定めまして、この通知されたリスクに関して、契約後、実際にそういった現象が発現した場合には、注文者のほうが誠実に協議に応じていただくといった努力義務が設けられました。ちなみに、これは公共発注者に関しましては、努力義務ではなく協議に応じる義務となっております。

これらの新しい制度によりまして、契約前に受発注者間で情報の非対象性の解消に努めるとともに、契約後価格変更の必要性が生じたときには、双方きちんと協議のテーブルに着いて協議を円滑に行っていただく、それによって労務費へのしわ寄せ防止を図ってまいり

たいというふうに考えてございます。

17ページを御覧ください。

では、この新しい制度、具体的にどう運用していくのか。その考え方を、今回の法律施行に合わせて政省令やガイドラインでまとめてお示しをする予定ですので、その概要を御紹介しております。左側、イラストも使ってお示しをしている流れは、改正建設業法に基づく法律上の定めでございます。右側が政省令やガイドラインの記載内容になっておりまして、まず、価格変動に伴う額の変更、その額の算定方法に関する定めというのを契約書の法定記載事項としておりますが、これによって価格高騰があっても契約を変更しないとといったような契約をすることは、建設業法違反となります。

では、どういう条項を入れればいいのか。左側の巻物の中に契約書のイメージとしてお示ししております。この中の青字を御覧いただければと思いますが、変更額は協議して定める、協議に当たっては工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮すると、これぐらいの条項を最低限定めていただく必要があろうというふうに考えてございます。もちろん、契約当事者間の合意の上で変更額を算出する算定式を定めるなど、さらに踏み込んだ条項を設けるといふこともあり得ると思はれますけれども、最低限ここにお示ししたような条項を盛り込んでいただくことが必要だろうというふうに考えてございます。

次に、建設業者から注文者にあらかじめ契約前におそれ情報として通知する事項についてです。具体的な内容といたしましては、ここにございますとおり、天災などの自然的または人為的な事象により生じる主要な資機材の供給の不足／遅延または資機材の価格の高騰、特定の工種における労務の供給の不足または価格の高騰を通知していただく必要がある旨、省令やガイドラインに規定を予定しております。この通知をするに際しては、そうしたおそれ情報の根拠となる情報も併せて通知をしていただくことが必要でありまして、この根拠情報としては、統計資料であったり、メディア記事、資材業者などの記者発表をはじめ、一定の客観性を有する資料である必要があろうと、こういう旨も併せてガイドラインに明記をしております。

契約後、実際に資材高騰が顕在化した際に、建設業者から変更の協議申出を受けた注文者は、誠実な協議をしていただく必要がございますけれども、では、ここで言う誠実な協議とはどういう対応を指すのか。まずは、協議を門前払いせずにテーブルに着いていただくこと、また、一方的に変更拒否するのではなくて、きちんと話を聞いた上で、回答について十分に説明をしていただくといったことが求められると考えております。

分かりやすくするために、誠実に協議に応じていないと考えられる事例を幾つかガイドラインに記載をしまいたいと思っておりますけれども、例えば協議を拒絶したり、いたずらに協議遅らせるようなことはもちろん、建設業者の主張を十分に聞かずに一方的に扉を閉めるような行為は努力義務違反になろうというふうに考えてございます。

ここまで何度か言及いたしましたガイドライン、すなわち新しい制度の具体的な運用の在り方を示す方針につきましては、本日の配付資料の中で、1-2、1-3としてお配りしてございます。これらについては、先般パブリックコメントも実施いたしまして、いただいた御意見の一部を反映いたしまして本日お配りしておりますが、これも今月の政省令施行に合わせて公表したいというふうに思っております。

続きまして、18ページを御覧ください。

今回施行となる2つ目の項目、すなわち働き方改革と生産性向上の関係の項目をパッケージでおまとめしております。左下の工期変更の協議円滑化については、先ほど価格転嫁でお話をした新しい制度と同じようなスキームとなっております。受注者はある資材が入手困難であるといった情報を契約締結前におそれ情報として通知をしていただくことが義務となっております。実際にそうした事態が生じた際には、注文者のほうは誠実に協議に応じる努力義務が課されるという内容でございます。

続きまして、19ページを御覧ください。

生産性向上の観点で行う技術者の制度緩和、専任義務の合理化に関する事項です。一定額以上の工事につきましては、工事現場に技術者を専任で置くことが法律上求められておりますが、今般政令で定める金額、すなわち1億円未満の請負工事については、1人の技術者が2つの工事現場を兼任できることといたしました。この兼任を実施するに当たっては、工事現場間をおおむね2時間以内で移動できること、それから複雑な工事の兼任を避けるべく下請次数を3次までに制限すること、さらには、現場状況を確認するためのICT機器の設置などを行うこと、こうしたことを要件としておりまして、この要件の詳細、省令に定めて今般施行をしまいたいと思っております。

ここまでが現場技術者の配置の合理化についてでございますが、20ページは営業所の技術者についてです。

現場ではなく営業所にも、契約を技術面からきちんとチェックできるように専任の技術者の設置が求められておりますが、今般、1億円未満の工事については、営業所技術者が現場技術者を掛け持ちできるという見直しをいたしました。この掛け持ちをするために満た

すべき要件については、先ほど現場技術者の兼任要件でお話ししたものとほぼ同じでございまして、これも省令に書き込むことを予定しております。ここまで技術者の専任合理化関係については、配付資料1-4として運用マニュアルを作成しており、これも施行に併せて公表を予定しておりますことを御報告いたします。

最後に、21ページを御覧ください。

今回の法改正によりまして、ICTを活用した現場管理の効率化というのが、特定建設業者及び公共工事の受注者に努力義務として課されることとなりました。併せて、国においても建設工事の現場管理におけるICTの活用について、あるべき姿を表す指針というのを作成し、公共工事、民間工事双方においてその指針に沿ってICT化を進めていただくということとなっております。今回この法律の施行に合わせて、ICT指針も新たに作成・公表することを予定しております。

この指針の主なポイントは黄色い四角内に列記したとおりでございますけれども、具体的にはICT活用を通じた生産性向上への積極的な取組であったり、ICT人材の育成というのが建設業者の待ったなしの課題であるという基本認識をお示した上で、今回の改正法で直接の努力義務が課される特定建設業者などだけではなくて、その他の建設業者についても、経営規模に応じたICTの取組が不可欠であるといったことを言及してございます。

一方で、建設業分野においてICT化を進めるためには、建設業者の努力だけでなく発注者であったり工事監理者等との理解と協力が不可欠であるということも、併せてメッセージとしてお示しをしています。その他建設工事現場におけるロボットなどは、これまで各社でそれぞれ研究開発がされてきたというふうに認識をしておりますけれども、そうした各社単独での研究開発のみならず、共同で開発研究をすることでさらなる技術向上につながるのではないかという問題提起も併せてしております。

こうしたポイントをお示した上で、下のほうにございますとおり、具体的にバックオフィスと建設工事現場という2つの側面で、ICT活用のために取り組むべきことを指針の中に詳しくおまとめをしております。指針の本体は、本日の資料1-5となっておりますが、この指針とは別に、指針の中に言及しております様々なICT機器等々について事例集としてまとめて公表することも予定をしております。その事例集の抜粋も資料1-6としてお配りをしてございます。

以上、議事の(1)建設業をめぐる状況についての御報告でございます。ありがとうございます。

います。

【大久保会長】 御説明ありがとうございました。ただいま、最近の建設業をめぐる状況について進捗しているもの、まだまだ課題を残しているもの等について、詳細な御説明をいただきました。ただいまの御報告について、委員の皆様から御意見、御質問などございましたら御発言をお願いいたします。

なお、全体を見渡すには、私のところからちょっと見えづらいものですから、御発言の際には、挙手していただいてお名前を言っていただければ大変ありがたいと思います。それでは、どなたかいらっしゃいますでしょうか。お願いします。

【宮本委員】 日本建設業連合会の会長の宮本でございます。

まずは、さきの通常国会で第三次・担い手3法が可決成立し、これまでの間、政省令やガイドライン等の様々な運用ルールの取りまとめに御尽力をいただきました国土交通省の皆様に対しては、深く敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

思えば、一昨年6月の本総会におきまして、資材価格高騰への対応について、私どものほうから問題提起をさせていただいたことが1つのきっかけとなって、その後の有識者検討会や基本問題小委員会での御審議、さらには建設業法等の改正につながり、このたびその柱となる部分の施行を迎えることになったことに改めて大きな感慨を覚えているところでございます。

それでは、ただいま御説明のありました議事事項につきまして、意見を申し上げたいと思います。

1点目は、賃金引上げと働き方改革についてです。日建連では、本年3月の総理大臣との意見交換会における申合せを踏まえ、賃金引上げについては、従来から取り組んでおります労務費見積り尊重宣言に基づき、技能労働者のさらなる賃金引上げにつながるよう、引き続き努力を続けてまいります。また、働き方改革については、本年4月からの時間外労働上限規制への対応に万全を期すため、引き続き生産性向上に取り組むとともに、建設現場における4週8閉所の確保を原則とする適正工期確保宣言や、業界一丸となって取り組む土日一斉閉所運動等により、発注者への理解を求め適切な工期の確保に努めてまいります。

2点目は、建設業法の改正についてです。今回の改正において、資材価格の高騰などの価格変動といったリスクに関して、請負代金の変更方法を契約書記載事項として明確化したことや、民間工事の注文者は努力義務ではあるものの、受注者が契約変更協議を申し出たときは誠実に協議に応じることなどを規定したことは、取りわけ大きな意義があると考えて

います。日経連としても、建設生産システム全体で適切なリスク分担がなされるよう、今回の新しいルールに基づき契約の適正化に努めてまいりますので、ぜひ発注者の皆様にも同じ認識の下、受発注者間のコミュニケーションを促進し、ウィン・ウィンの関係を構築していただくようお願いしたいと思います。

次に、改正法の円滑な施行に関して何点かお願いをさせていただきます。

1点目は、標準請負契約約款の改正についてです。これまでの御説明では、ガイドライン等と併せて、標準契約約款、標準約款の改正も予定されておりました。改正法の実効を上げるためには、契約書の法定記載事項とされた請負代金の算定方法の具体化など、標準約款の改正が必要と考えておりますので、ぜひ御検討を開始していただきますようお願いを申し上げます。

2点目は、建設Gメンの活用についてです。日建連としても、会員各社に対して、改正法に基づく適切な対応を取るよう周知徹底してまいります。国におかれましても、労務費へのしわ寄せ防止という改正の趣旨が損なわれないよう、建設Gメンを活用して発注者にも御指導いただくようお願い申し上げます。

3点目は、発注者への十分な周知についてです。運用ルールの制定が施行直前となったために、関係者の準備が十分整わないことに不安を感じているところがございます。国土交通省におかれましては、民間発注者をはじめとした各発注者等に改正内容を十分に周知していただくとともに、改正内容に従った適切な対応ができるように支援や適切な配慮等をしていただくようお願いいたします。

最後に、今回の改正のうち、来年の施行となる労務費の基準等についても、引き続き意見を申し上げていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

【大久保会長】 宮本委員、ありがとうございました。宮本委員からは、今回の担い手3法の成立に関してお話がございました。

3点ということで、1点目は賃金の引上げ、働き方改革に関する取組。それから2点目が建設業法の改正によって資材高騰等への対応がなされて、それをしっかりと具体的に進めていくという話、それから3点目は円滑な施行に関して、3点の御要望、御意見を頂戴しました。1点は、標準請負契約約款の改正に関するもの、それから2点目が建設Gメンの活用、そして3点目が発注者への十分な周知という3点です。特にこの3点に関しまして、国土交通省、何かコメントはございますでしょうか。よろしいですか。お願いします。

【神澤建設業政策調整官】 御意見ありがとうございます。

今、宮本委員からいただきました3点につきまして、まず1点目、約款の改正の関係でございませけれども、今回の改正法の一部施行が12月中旬に行われます。その後、我々のほうでも標準約款の改正に向けた検討を本格化してまいりたいというふうに考えてございます。また、約款の改正の検討に際しては、各業界含め有識者の方から様々御意見を頂戴したいと思っておりますので、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

それから、2番目、3番目、Gメンの指導について、発注者も含めた指導をという話、それから発注者への十分な周知をというお話をいただきました。まさに同じ問題認識を持ってございます。我々のほうでも、建設業者・受注者側の皆さんにはもちろんですけども、民間も含めた発注者の皆さんに今回の制度を御理解いただき御協力いただくということが、この改正法の実効性を確保するために極めて重要であろうというふうに考えてございます。そのため、今年の夏にもこの改正法の説明会をして、そのときにも発注者を対象とした説明会というのも開催をいたしましたけれども、今般この施行に伴って、また全国でこの改正法の説明会してまいりますが、その際にも発注者向けの説明会というのもきちんと時間を設けてやっていきたいというふうに考えております。その他あらゆる機会を捉えまして、発注者へのアプローチを今まで以上に強化してまいりたいというふうに考えてございます。

【大久保会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【宮本委員】 ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

【大久保会長】 お願いします。

【今井委員】 全建の今井でございます。

私からは9ページの休日の時間について質問させていただきます。全建では、全国を9ブロックに分けて意見交換させていただきました。建設業全体としては、やはり年度末に労働時間が増えるということがございますので、下半期のデータも示していただくと、下半期のほうが確実に増える傾向があると思います。また、北海道では、冬場は仕事ができない期間があるため、変形労働制をもっと柔軟に活用できないか、という話も出てきています。

そういう点からも、下半期のデータを確認したいと思ひました。また、せめてブロック別に示していただくと対応がしやすくなるのではと思ひますので、よろしくお願ひします。

【大久保会長】 ありがとうございます。今、今井委員から、9ページの働き方の関係で、労働時間の上期と下期の違いに関する御質問、それから季節要因、や地域別などのいろいろな関係要因等に絡んで、さらなる分析をお願ひしたいというお話でしたけれども、これに

関して国土交通省さんからよろしく申し上げます。

【神澤建設業政策調整官】 貴重な御意見ありがとうございます。下半期のデータがないのか、私もまさに下半期のデータを取りたいと思っていましたが、今回この資料をお作りした趣旨と申しますのが、時間外労働規制が今年の4月から適用されたということで、この適用後と適用前でどういふ変化があるのかというのを取り急ぎデータとして見てみたいということで資料をお作りをしたところでございます。今井委員のおっしゃるとおり、下半期のデータ、今後続々と毎月出てまいりますので、これもきちんとフォローアップして分析をしてみたいというふうに思っております。

それから、おっしゃるとおり、確かに冬場、雪で全然できないというところもございますので、この出典元である毎月勤労統計調査、これを地域ごとにどこまで細分化できるかというのは、関係省庁とも連携しながら、できるだけ分析の詳細化を進めてみたいというふうに思います。ありがとうございます。

【今井委員】 ありがとうございます。

【大久保会長】 ほかにどなたか。お願いします。

【土志田委員】 ありがとうございます。全国中小建設業協会、土志田と申します。全国の中小建設業を代表して発言をさせていただきたいと存じます。

将来を見据えた第三次・担い手3法が改正され、今年度より段階的な施行がされる中で、担い手にとって働きがいのある稼げる業界に戻ることによって、担い手不足の解消に向かっていくことを強く期待をしているところでございます。

以前、局長さんの御発言にございました、新しい商習慣をつくっていくこと。これをするには今の現状、我々が、中小が感じております受発注者間の絶対的な力の差、これを解消していかないと、片務的な関係は直っていかない。一度、この辺りを、打ち壊すということは無理かもしれませんが、考え方を変えて、パートナーという認識に立ってものをつくっていく、新しいものをつくっていかないと変わっていかないのかなという、今も御説明を受けていて強く感じたところでございます。

この5ページにありますアンケート、変更に応じてもらえない、20%しか応じていただけない、あとの80%はほっかぶりされちゃうと。言葉は悪いですけど、それが我々中小の地方自治体を運営しています、我々中小としては、それが本当に足かせになっているということも御理解をいただきたい。ぜひ、受発注者間の昔からの片務的な関係にあるものを解消していただきたいというふうに思っております。

それと、7ページの週休2日でございますが、週休2日工事ですけど、直轄では、令和5年に100%実施、県では令和6年度を原則100%を目指すということで御指導いただいております。

それでは、市町村はどうなっているのかといいますと、国と県が一生懸命指導いただいている働きかけをしていただいているわけですが、私の手元でございます新聞データですけど、県はともかく市町村の中でも非常に規模の大きな市町村、政令市、人口230万人を超えるような政令市でも、37.9%しか週休2日ができていない。また、人口が377万人を超えるような政令市においては22.8%しか週休2日が進んでないという現状があるということ、この場で強くお示しをしておきたいと思っております。これでは、やはり上がってこないですね。幾ら我々業界、業者が申出をして、そういうものを一生懸命やっていっても、制度的になっていない、制度的に首長さんの意向でやっていただけないという現状があるということでございます。

原因としては、私が思うには、国の方針が県ほど徹底できないということが一番の原因であらうと思っております。先ほどの説明の中で義務というふうに持っていくということにさせていただけることは本当にありがたいと思っております。ぜひとも、地方自治体の壁を何とか首長さんに御指導を直接でもやっていただけて変えていただきたいなと思っております。

あと、適正工期であります、これは非常に難しい問題でありまして、道路規制という壁があります。警察が許可権者が設計の時間で許可をくれないという問題もございます。そういうことも、工期設定の中でもう少しきちっと考えていただきたい。それと、真夏です。真夏が非常に日本も長くなって、亜熱帯になったのかなと思うような状況であるということも、工期設定の中では、もう一度お考えを願いたい。今クローズアップされていますのは、猛暑日ということになっていきますけど、ほとんど8月は猛暑日というのが私の感性でございますので、そういうこともしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

それと、生産性の向上の中の書類の簡素化、これにつきましては、今国交省で進めているASP、これに強く我々中小が期待をしているところでございます。労働時間を削って、どうやって労働者に今まで以上の賃金を払ってやれるのか。払ってやらなければ、私は担い手はもう出てこないと思っておりますので、それができるような制度設計をぜひお願いしたいということでございます。

以上でございます。お願いばかりで恐縮でございます。

以上です。

【大久保会長】 土志田委員、ありがとうございます。中小事業者の皆さんを代表してということで、幾つか御要望がございまして、要するに担い手にとって稼げる業界に戻していくということでありませけれども、その中に受発注者間の片務的な関係、あるいは契約といったものを変えてパートナーとしての認識をさらに高めていくということ。それから、週休2日、特に市町村での導入拡大、そして非常に難しい問題ではありますが、適正な工期ということで、道路規制の問題、真夏への対応、さらに生産性向上ということで書類の簡素化に期待をされているというお話をいただきました。

この辺りに関しまして、またこれからも公共工事のいろいろな御検討の中で生かしていただきたいと思えます。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。お願いします。

【文挾委員】 電設協の文挾です。

担い手3法の改正などに伴いまして、持続可能な建設業に向けての施策が進められていることに関しましては、非常に感謝をしております。

そんな中で、いわゆるおそれ情報に関することについてお願いでございます。導入されました価格転嫁、工期変更協議の円滑化ルールという中では、契約前に受注者から発注者へのおそれ情報の申出をしておけば、資機材の納期が大幅に遅れた場合などについては、工期の延長とか、あるいは請負代金の変更というものの発注者と協議できるという仕組み、これは非常にありがたいと思っております。

ただ、先ほどの宮本委員の発言と少しかぶるところがありますが、この仕組みは、これまでの商習慣の変更が非常に大きく伴うこととなります。建設業全体として活用していくためには丁寧に説明する必要があると認識しております。電設協としても、会員企業には十分に説明をしておりますが、国交省様におかれましても、この制度を円滑に導入して、実効性が上がるように、ぜひ、引き続き建設Gメン等の指導とか、あるいはモニタリングをしっかりしていただきまして、適切な支援と御指導をお願いするものでございます。

モニタリングをした結果につきましては、ぜひその状況をデータでお示しをいただけると、実効性をさらに上げていくことにつながるのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

以上でございます。

【大久保会長】 文挾委員、ありがとうございます。おそれ情報に係る幾つかのお

話、要望がありました。実際、確かに商習慣の変更に大きく関わるものであるというだけに、さらに今後の課題の解決ということで、実効性を上げるための1つの大きなポイントになってくるだろうということで、この実効性をさらに上げていくために、建設Gメンの活用や、さらにモニタリング及びモニタリングした結果の共有化というような御要望がありましたので、ぜひこれに関しても、国土交通省のほうの今後の検討の中で生かしていただきたいと思えます。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今回、報告事項ではございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、本日、委員の皆様からいただいた御意見、御要望等につきましても、ぜひ事務局において今後の検討の参考にしていただければと思えます。

それでは、続きまして、2つ目の議事の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく指針の改正について、事務局より御説明をお願いします。

【事務局（高橋）】 議題2につきましては、資料の2-1と資料の2-2と2種類資料を用意させていただいております。資料2-2が、改正案本体になりますが、本日はこの資料2-1に沿って、改正の趣旨や概要を御説明させていただきたいと思えます。

まず、この公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針、適正化指針と申しております。これは、入札契約適正化法、いわゆる入契法に基づいて、国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が案を作成し、閣議決定をするものでございます。

今般、先ほど議題の1の中でも御説明申し上げましたとおり、いわゆる担い手3法が改正されてございますので、そうした改正の趣旨を踏まえて改正を行っていくというものでございまして、この法律に基づく本審議会の意見聴取として、本日、委員の皆様にご審議いただくということをお願いさせていただくものでございます。この適正化指針では、公共工事の発注者に対して公共工事の入札契約の適正化の実施状況につきまして各発注者に報告を求め、その概要を公表することにより手続の透明性の確保や公正な競争の確保に努めているところでございます。

そして、国土交通大臣及び財務大臣は、各省庁の長に対して、そして国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対しても、特に必要と求められる措置を講ずべきことを要請できるとなっておりますが、今般の法改正によりまして、勧告も実施できるということになっております。具体的にどういった改正内容になるかと申しますと、下段ですけれども、改正骨子案ということでお示しさせていただいております。

3つの視点から改正をしたいと考えております。1つ目が担い手3法関係のうち、入契法・建設業法の改正への対応ということでございます。2点目が、同じく担い手3法の品確法への改正ということでございます。そして3点目が、この改正に合わせて、昨今の課題への対応ということで、時宜にかなった見直し、この3つの視点から改正を考えております。

そのポイントを御紹介させていただきたいと思っております。

まず1点目、入契法・建設業法改正の対応ということでございますが、例えば円滑な価格転嫁に向けた環境整備として、この改正法に基づいて、誠実な契約変更協議を行うことを記載させていただいております。公共工事におきましては、これまでもスライド条項の適切な運用を行う行政の働きかけなどを行ってきたものでございますけれども、法改正の趣旨を踏まえまして、より適切な対応につながるように、例えば予算の変更ですとか過去変更契約の実績がないということだけをもって協議に応じないことというのは、この改正法の趣旨に反するおそれがあるということですので、これを行わないようにすることなどを記載しております。

また、品確法のほうでもスライド条項の運用基準の策定が発注者の責務とされたことなどを踏まえまして、運用基準の策定についても記載を追加するものでございます。また、その右隣でございますけど、公共工事の現場管理におけるICT活用の推進ということでございます。先ほど議題1の中でも、ICTの活用、ICT指針について言及があったところでございますけれども、こうした改正法を踏まえたICT指針に基づきまして、ICTを活用した現場管理が公共工事の受注者の努力義務となること、公共発注者がそのための助言を行うこととされたことを踏まえまして、適正な施工の確保のための情報通信技術の活用に関することを、この指針上に新たに記載を追加するものでございます。

そのほか、発注者事務におけるICT活用ということで、施工体制台帳の提出義務の緩和などをはじめとした記載などを盛り込んでいくことを検討しております。

また、発注予定技術者の専任・兼任の状況確認につきましては、議題1でも御紹介したような専任規制の合理化を踏まえて、専任・兼任状況の確認について記載するものでございます。

そのほか、発注体制の整備ですとか、発注者に対する行政勧告等を行うというものが、入契法・建設業法改正の対応でございます。

続いて、2点目、品確法改正の対応ということで、2ポツを御覧いただければと思います。

これは、品確法の改正を受けた対応でございます。入契法と品確法は、公共工事の適正な

発注契約の確保、それから適正な工事の実施に係るもので、この指針というのは両法律にいろいろまたがるところもございますし、特に品確法に係る部分として申し上げますと、週休2日工事の推進に関して、先ほど土志田委員からも御指摘いただきましたけども、こういった工事の確実な実施やその対象工事の拡大などについて記載を充実させてございます。また、施工時期の平準化に向けた関係部局の連携強化ということでございまして、これは行政機関におきまして、土木関係部局だけではなくて、財政部局等も含めて、施工時期の平準化にかかるような取組を連携して対処していくという趣旨で記載を追記しております。それから、その下、地域の実情を踏まえた適切な入札参加条件・規模の確保等ということでございまして、競争参加資格ですとか発注規模の設定におきまして、地域の実情を踏まえるべきことを追加しております。そして、災害対応力強化ということで、復旧復興JVの積極的活用などを追加しております。

そして、この緑枠、3.でございませうけれども、昨今の課題への対応ということで、例えば情報公表につきましては、原則インターネット化をすることですとか、繁忙期の解消のために、ピークカットについて今後進めていくべきことを盛り込んでおります。また、工期設定における猛暑日の考慮ですとか、多様な人材確保に向けた環境整備、こうしたことも盛り込んでおります。

2ページ、3ページ、具体的に指針の本体のどこに今申し上げた3つの視点からの改正を盛り込んでいくかということ、目次形式でどこに追加したかを端的に示したものでございます。

私から、適正化指針に関する説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【大久保会長】 ありがとうございます。今後、いろいろな施策の実効性をさらに上げていくために重要な改正ということになると思いますが、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問などございましたらお願ひいたします。どなたかいらっしゃいますでしょうか。お願ひします。

【文挾委員】 御説明ありがとうございます。電設協の文挾です。

この指針自体に対する御意見ということではなく、運用に関するお願ひが2点ございます。

1点目は、スライド条項に関することですが、策定とか公表及びこれに基づいた適正な手続の実施には、努力義務というものを課していると思いますが、策定とか公表していない発注者が、当然ながら努力義務ですから出てくると思います。これはできるだけ早期にすべて

の発注者に導入していただくよう、一層の働きかけをお願いいたします。

もう1点は、このスライド条項の運用に当たりましては、発注者によって異なる状況にあると思っております。発注者によりましては、客観性を持たせるということから、公表された統計情報しかエビデンスとして認めていないというところもあると聞いております。しかし、私どもの業界で言えば、電気工事の盤類、例えば動力制御盤のように、多くの部品を組み立てる特注品というものがあります。この値上がりにつきましては、これを証明するには、公表された統計情報だけでは示しづらい問題を抱えております。

そうすると、実際の上昇率と統計数値には大きく乖離が生じることがあります。円滑な価格転嫁を御理解いただくというためにも、公表された統計情報だけではなくて、例えばメーカーが示す資機材のメーカー価格改定情報というような受注者側で考慮せざるを得ないデータ活用についても御配慮、御理解をいただけるようお願いをしたい。

以上でございます。

【大久保会長】 文挾委員、ありがとうございました。運用に関する依頼ということで、スライド条項に関するお話であります。努力義務ということでもありますけれども、早期の導入、一層の働きかけということをぜひお願いしたいということと、発注者にとって取扱いが異なる場合が非常に多いということで、円滑な価格転嫁を進めていくために、例えば公表情報以外のいろいろなデータや情報の活用など参考とするような形にしてほしいというお話がございました。ただいまの件に関して、特に国土交通省さんのほうからコメントはございますでしょうか。

【事務局（高橋）】 ありがとうございます。

まず1点目の、スライド条項の設定に向けた働きかけでございます。スライド条項については、運用の基準をしっかりと定めないと実際発動できないということもありまして、特に規模の小さい自治体等においては、そもそも基準がないというようなところも多くあるという状況です。我々としては、このスライド条項の活用に向けてそういった基準をつくってくださいといったような働きかけ、それから講演等も行っておりますが、特に今御指摘もいただきましたので、そのような自治体等に対しまして、一層の働きかけを徹底してまいりたいと思います。

それから、このスライド条項の発動について、公表情報、統計情報しか認められないのかということに関しましてですけれども、例えば議題1で御紹介したようなおそれ情報につきましては、統計情報だけではなく、メーカーの価格に関する情報なども活用できるという

ことをガイドラインに示しております。もしかするとスライド条項について、その根拠について公表状況しか認められていないというところは、行政機関のみならず民間の発注者もそうかもしれません。こういったおそれ情報の周知徹底と併せて、スライド条項の運用につきましても、運用基準の中で硬直的にならないように、我々としても情勢を見ながら的確な要請を発注者に対してできるように努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

【大久保会長】 ありがとうございます。よろしく願いいたします。では、お願いしませぬ。

【押味委員】 日建連の土木本部長を務めている押味と申します。今の価格転嫁のお話の中で電気設備のコスト上昇を示すのが非常に難しいということでありましたが、全体としての高騰に関しては、日建連としてかなり詳細なデータを整備し、パンフレットとして出しております。民間工事も含めまして、これで交渉に当たろうということにしておりまして、電気の関係もパンフレットにまとめておりますので、ぜひ根拠資料として御採用いただければと、我々の側としては、そういうふうをお願いをしたいと思います。

それと、公共工事という話を少し延長させて、公共的な民間土木工事も我々の発注の中ではたくさんございます。民間土木の発注者においても、たとえばNE XCOさんでは個別に事情を聞いていただけるような活動が随分行われておりますし、鉄道や電力等でも、いろいろな話を聞いていただけるような活動が始まっておりますので、民間土木の協議に関しましては、国交省さんからの応援もぜひいただいて、担い手三法の改正に関するテーマについて、民間土木も進めさせていただければありがたいなと思います。

この2つ、よろしく願い申し上げます。

【大久保会長】 押味委員、ありがとうございました。価格転嫁に関する各種情報の活用ということで、様々な取組を既になされているということですので、これを一層様々な場面で活用していくということ。それから2点目として、公共的な民間土木の分野でNE XCOさんの例を挙げられて、個別事情に関して、いろいろ協議や相談をしてもらえるとこの事が様々な局面で進んでいるというお話がございました。そのような情報、状況を、また皆さんで共有化し、さらに広げていくことで、このような商慣習をさらに広げていけるというお話がございました。これに関して、特によろしいでしょうか。お願いいたします。

【事務局（高橋）】 ありがとうございます。

資料の2-1の中にも記載しておりますが、発注者の中に特殊法人等とございます。この

中に、例えばNEXCOさんだとか鉄道会社さんなんかも入ってくるわけでございます。そういった方々は本当に行政機関と同じように、昨今の物価高騰についていろいろ主体的に考えていただいているところも多いかと思えます。

我々といたしましては、こういった民間事業者さんの優良事例というのも集め、できるものは横展開して行って、裾野を広げていくということが重要だと思いますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

【大久保会長】 ぜひともよろしくお願ひいたします。

ほかにどなたか御発言ございますか。お願いします。

【渡邊委員】 UR都市機構の渡邊と申します。

今回の改正骨子案の一番のところの、公共工事の現場管理におけるICT活用というところで少し御意見いただければと思います。URも特殊法人等に含まれるかと思いますが、URが発注する工事の規模として大手ゼネコンさんから、中小の修繕業者さんみたいなところまでを相手とさせていただいておりますが、やはりなかなかICTの活用に関する促進がかなり遅れておまして、そういった中では、金銭的な面ですとか、中小の修繕業者さんでは高齢化が進んでいるというところで、どのように手を出していいかということも具体的に進みづらいのかなというふうに感じておるところでございます。

その中で、具体的な施策としてどういったこれから打ち手といいますか、どういったことを御検討されているかみたいなのがもしございましたら、御意見としてお伺いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

【大久保会長】 渡邊委員、ありがとうございます。公共工事の現場管理に関するICTの活用ということも、生産性向上の1つの大きなポイントになっているわけですが、当然のことながら、担い手の方々に関して言うと、大手のゼネコンさんから中小事業者の皆さんまで、会社や事業の基盤に、それぞれ違いがある中で、どうしてもICT活用に関して進んでいるところ、進んでいないところという違いが出てきてしまうという点に関して、さらにこのICT活用を全ての事業者に対し、均等に進めていくという、なかなか難しいかもしれませんが、そこを目指していく上で、国土交通省さんのお考えになられていることが何かあればということでした。よろしいでしょうか。

【神澤建設業政策調整官】 貴重な御意見ありがとうございます。

おっしゃるとおり、ICTをどんどん建設業で進めていこうという、ICT指針もつくってそういう姿勢で我々望んでおりますけれども、ただ旗を振るだけで、事業者さん、頑張っ

てくださいねといってもなかなか進まないというのは本当におっしゃるとおりだと思っております。

その上、今我々のほうで具体的に取り組んでおりますのは、関係省庁、特に中小企業庁であつたりとか、あるいは厚生労働省の働き方改革を担当しているような部局、そういったところと連携して、建設業者の皆さんがより使いやすいような様々な支援措置、これを関係省庁と連携して改めて工業会の皆様方に周知するといったことを今具体的に取り組んでいるところでございます。

それ以外に、プラスアルファで今、中企庁のほうでカタログ補助金というのを制度として持っておりますけれども、そこに建設業者が使い勝手のいい機器というのをどんどん追加するような取組というのを今調整を始めているところでございまして、こういったことも、調整がつき次第、順次皆様方に周知をアナウンスして、できるだけ御活用いただいて、事業者の皆さんが無理なく取り組んでいただけるように取り計らってまいりたいと思っております。

【奥田技術調査課長】 すいません、技術調査課長の奥田でございます。

直轄事業を中心に、i-Construction 2.0というのをこの夏の前半に打ち出しまして、人手不足の中で、どうやってICT施工を進めていくかということで目標を持ってやっているような状況でございます。これについては、やるに当たってはお金をちゃんと見させていただき、場合によつたら成績の点とか、事前の評価のところでは加点をすとか、そういう取組を進める企業に一定程度の優遇措置を認めながら展開を進めているという状況でございまして、そういう意味で、まず、直轄事業を中心に進めていく必要があるんじゃないかなという思いを持って今やっているような状況でございます。

以上となります。

【大久保会長】 ありがとうございます。ICT化とかデジタル化というのは、この業界に関わらず、全ての場面で進んでいるわけですけど、その中で、その対応を早くできる会社、早くできる人と、そうではない人と混在し、どうしてもそこでスピードの差が出てきてしまう。これは多分、世の中全般の課題だと思っておりますので、本件に関しても、ぜひ、これからの取組を進めていただきたいと思います。

ほかにどなたかいらっしゃいますか。今井さん、お願いします。

【今井委員】 全建の今井でございます。スピード感について申し上げます。建設業就業者数は約480万人ということですが、今後10年間で100万人程減少するということ

が現実味を帯びてきておりまして、非常にスピード感を持って対応しなければならない。危機感を持っておられる民間の発注者の人に話をすると、メンテナンス等もありますので、どうすべきかというやり取りが始まっています。国、国民、建設産業を育成していくミッションも背負っている公共事業が、実質的に目減りしてきています。それをもっと強力で押し進めていく必要があり、努力義務ということについて、努力を外して義務化していかないと間に合わないのではないかと思います。その辺を御検討いただきたくお願いします。

【大久保会長】 今井委員、ありがとうございます。全体的に担い手が急速に減少していく中で、スピード感を持って進めていくことと危機感は裏腹であるということから、努力義務ということの努力を外すようなことも検討できればというお話でございました。これに関しては特に、今後の検討の中で、ぜひとも取り入れて、今の今井委員の御意見も参考にさせていただければと思います。

お願いします。

【小山委員】 JR東日本の小山と申します。よろしく願いいたします。

まさに、鉄道事業は危機感を持っている代表の産業ではないかと思っているところでございます。鉄道の工事は、安全安定輸送の確保、あるいは良質なサービスを提供し、事業を持続可能に進めていくという意味では、建設業の適正な発展ということも大きな課題だと認識しているところでございます。そういった意味でも、建設業の担い手確保、あるいは働き方改革には積極的に取り組まなくてはいけないと思っているところでございます。

特に、鉄道の工事は、夜間の短時間での作業が多いという特殊事情もありますので、将来に向けては、この作業環境を整えていくこと、あるいは生産性をしっかり上げていくことが非常に重要だと考えております。

今、ご議論もありましたけれども、生産性向上については、ICT技術の活用ですとか、技術開発、i-Constructionのさらなる発展などについては期待しているところでございます。最近では様々な新しい技術がスタートアップのような企業でもいろいろ取り上げてやっていたので、私たちも必要なニーズを発信しながら、そういう技術を取り込んでいきたいというふうに考えておりますし、国におかれましても、スタートアップ企業に対する支援なども引き続きお願いしたいと思います。

また、先ほど来お話が出ている、昨今の労務費の高騰あるいは資材の高騰等への対応ということでございますけれども、発注者、受注者間の協議を円滑に進めるという意味では、契約の透明性を高めるということと、やはり発注者、受注者間の信頼関係というのをしっかり

今以上に高めていかななくてはいけないというふうに考えているところでございますので、引き続き、お互いのコミュニケーションや情報交換を積極的に行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

【大久保会長】 ありがとうございます。今、小山委員から、鉄道業としてのいろいろな個別事情がある中で本件に関する取組を促進していくという点では、夜間や短時間という、非常に特殊性のある中での生産性向上、それに資するスタートアップの支援というお話をいただきました。

ほかにどなたがいらっしゃいますでしょうか。お願いします。

【鈴木（真）委員】 御説明ありがとうございます。公認会計士の鈴木と申します。

ICTに関しては、あらゆる業界で今進められていることかと思えますけれども、かなりのコストがかかるというところも忘れてはいけないかなと思っております。最初の1つ目の議案で、人件費の上昇については、国土交通省の皆様のいろいろな施策で順調に伸びているということも数字でも見ておりますし、実感しているところかと思えます。ICTコストもかなりコストがかかるものだと思いますので、ぜひ利益確保のためには、こちらの視点での利益確保の施策ウォッチングなどもしていただけるとよろしいかと思えます。先ほどのお話で補助金があるということなので、当面の間は確保できる土壌があるかなとは思いますが、そういった視点も持っていただければと思っ一言申し上げます。

以上でございます。

【大久保会長】 鈴木委員、ありがとうございます。ICTというのは、当然のことながらコストが大分変わるということで、そのコストの負担能力というのはそれぞれ事業者によって異なるという中で、いろいろな公共的な支援についても、ぜひとも進めていただきたいというお話でした。

ほかにどなたがいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようでございますので、本日、各委員の皆様からいただいた御意見を尊重の上、幾つか、もう少しこういうふうに変えたらいいんじゃないかというようなお話も頂戴いたしましたので、これはそれぞれ事務局で御検討をいただくこととして、その具体的内容につきましては、恐縮ですが、私に御一任いただきたいと思います、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【大久保会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、3つ目の議事、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく基本方針の改正・運用指針の改正について、事務局より御報告をお願いします。

【事務局（高橋）】 議題3につきましては、資料3-1、資料3-2、資料4-1、資料4-2と4種類資料を用意してございますが、この基本方針の作成について概要は資料3-1、骨子案の概要について資料の4-1になります。それぞれ資料3-1、資料4-1を使って概要を御説明させていただきたいと存じます。

まず、資料3-1を御覧いただければと存じます。

1ページめくりまして、議題の1の中でも言及がありましたが、公共工事の品質確保法でございます。担い手3法の中で改正をされているというものでございます。もともとこの公共工事を適正に行う中でも、公共工事の質を確保していくということを目的に、それぞれ発注者、受注者が取り組むべきことなどが盛り込まれている理念的法律でございます。この法律に規定された基本方針は、公共工事の品質を確保するための意義ですとか施策について、基本的なことをより法律より掘り下げて考え方を取りまとめまして閣議決定するものでございまして、国のみならず特殊法人や地方公共団体も、この基本方針に従って措置を講ずる努力義務が課せられているというものでございます。

改正は入契法と同じように3つの視点がございまして。まず、品確法への対応、そして建設業法、入契法に基づく改正への対応というのが2つ目、そして、昨今の課題への対応と、3つの視点でございます。

先ほども御説明しました入契指針と重複する部分はちょっと割愛させていただきまして、この赤枠で囲ませていただいている部分が品確法の基本方針の独自の記載部分でございますので、ここを中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この品確法改正の対応と、1ポツでございますけど、特に左側の一番下でございますが、国による休日・労務費等の実態把握というところでございます。それから広報の啓発活動の充実と、こういう部分でございます。ここは、品確法で位置づけられたこうした取組について、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保という項目を設けまして、この中で、新たに取組を記載するものでございます。また、この技術開発の推進というところが右側の真ん中辺りにございますけれども、ここも品確法で位置づけられた技術開発に係る事項について新たに項目を設けて基本方針にも取り込むということでございます。その下になりますけれども、新技術活用ということでございますけれども、この総合的に最

も高い資材などを活用する場合に関して、基本方針にも記載するというものでございます。そして、その下でございますけれども、発注関係事務の実態把握、発注者に対する助言・支援ということでございますが、これについても品確法改正によって新たに位置づけられたものでございます。この趣旨にのっとり、基本方針にも記載するものでございます。そして、その下の維持管理における広域連携ということも、群マネのような取組を進んでいるところでございますが、同じように措置するものでございます。

それから、2つ目の建設業法等の改正は、建設業法、入契法の改正内容を踏まえた改正部分となります。先ほど議題2の適正化指針とおおむね同様のため、詳細は割愛させていただきます。

3ポツ、緑枠でございます。昨今の課題への対応ということでございますけれども、適正化指針と同様に工期に関する基準の改定などを踏まえた部分でございます。特に、ここの独自の取組としては、持続的な除雪体制の確保というところでございまして、公共工事の目的物の維持管理につきましても品質確保等の対象にしてございます。特に除雪事業では、気象の状況によりまして事前の待機が必要となる場合があるなどの特殊性がございますので、待機費用の計上ですとか、雪が少ない場合の固定経費の計上などについても配慮すべき旨記載をしているところでございます。

2ページ、3ページが、それぞれ既存の基本方針のどこに今申し上げたような説明が追記、新たに盛り込まれるか、変更しているかというものを示したものでございます。

以上が基本方針となりますが、続けて運用指針ということで、資料の4-1についても御説明をさせていただきたいと存じます。

資料の4-1を御覧いただければと思います。

基本方針というのは閣議決定するものでございますが、さらにその下に運用指針というものがございます。これは、品確法の規定に基づきまして、地方公共団体や学識経験者、民間事業者等の意見を聞いて国が作成するものでございまして、発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるように、発注者共通の指針としてかなり実務的なことも含めまして体系的に取りまとめるものでございます。そして、その取りまとめたことが実際にどのように発注関係事務の中で適切に実施されているかということにつきましては、国が毎年調査を行いまして、その結果も取りまとめ公表しているということでございます。担い手確保のための働き方改革・処遇改善ですとか、2. 地域建設業の維持に向けた環境整備、そして3. 新技術の活用による生産性向上、そして4は公共工事の発注体制の強化というような、基本方針

の趣旨を踏まえまして、これらの取組について、より具体的な中身を記載しております。

2ページ、3ページから以下で、具体的に既存の運用指針の中に、これら1から4までが
どういうふうに反映されているかというものを目次形式で紹介させていただいております。

基本方針は、このような案で報告させていただきます。

そして、運用指針、資料4-1のほうは、今まさに資料の4-2でお配りしているような
骨子も踏まえて、本文を今、有識者の先生方、地方公共団体、建設業団体等の御意見も伺い
ながら作成していると、こういう状況でございます。スケジュールとしましては、具体的
には、来年度からこの運用指針に基づく発注事務の運用ができるように、今後取りまとめを進
めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。

【大久保会長】 ありがとうございます。今基本的な方針、そして発注関係事務の運用
に関する運用指針、この2つに関して御説明をいただきました。本件に関しまして、どなた
か御意見、御質問等ございますでしょうか。お願ひします。

【佐藤委員】 東京電力パワーグリッドの佐藤と申します。

先ほど御説明いただきました発注関係の指針に関して、一言申し上げさせていただこう
と思ひます。

弊社は、他の電力会社さんなどとも協調しながら、現在、トヨタ改善に取り組んでおりま
す。このトヨタ改善の発想をもってしますと、やはりこの3ポチにありますように、ぜひ工
期ですとか、それから安全性、それから生産性も含めました、よりよい仕事を進めていくと
いうことが、今後重要になってくるというふうには、大変よい取組と賛同させていただいてお
ります。

そういった中で、私ども、改善活動をする上で、発注者だけでは改善活動というのはでき
ませんで、私ども発注者という立場だとしますと、一緒に工事をやってくれる方ですとか
担い手の皆さんと共同改善ということが重要になってまいりまして、ですので、ぜひ共同
体制でこういったことに関係者が協調して取り組んでいくというような趣旨なども、ぜひ御
検討いただければ大変助かります。

その上で、改善活動などで生じた生産性の向上の結果は、共にこの果実を共有する
ということで、決して単価だけに反映させるということではなく、改善と一緒に取り組んで
いただいた担い手の皆様にも、この果実を共有していただく、こういうスタンスで臨ませ
ただければというふうには、常日頃考えておりますので、どうぞ御検討いただければと思ひま

す。

以上です。

【大久保会長】 佐藤委員、ありがとうございました。

発注関係の指針に関しまして、取り組んでいらっしゃる改善活動に関してお話をいただきまして、発注者だけの活動だけではなかなか実効が上がらないということで、共同改善の必要性、そして当然それによって得られた果実についても共有をすることが重要であると。いわゆるウィン・ウィンの関係に持っていくということだと思えます。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項ではございますけれども、今の佐藤委員からいただいた御意見につきましても、事務局において今後の検討の参考にさせていただければと思えます。

そのほか、全体を通じまして、何か御発言ございましたらよろしくお願ひいたします。お願ひします。

【今井委員】 全建の今井でございます。

ただいまの共同改善体制という話については、我々建設業としても大変重要だと思っており、協力体制をつくってやらせていただければ、建設産業全体に役立つようなことができると思っております。

建設業就業者480万人、71兆円規模の産業が今苦しんでおり、存続の危機にあえいでいます。これを何とかしていかないといけない。施工のシステム自体も変えていかねばならないと思っております。共同研究し改善していければ、官民間問わずいい話だと思っております。

また、公共事業費は10数兆円でございますけれども、これが国を守り、国民を守って、建設産業を守る、非常に重要な役割を果たしております。補正予算をつけていただいて、本当にありがたいと思っておりますが、実質的な金額がどんどん目減りしてきております。これをどう打開していくかということが、建設産業、日本の経済全体の問題に影響してきますので、非常に重要だと思えます。どこかで踏みきって、踏み込んで、全体を牽引していかなければならない。その牽引する役目が、国、公共事業だと思えます。ですから、ぜひ事業量を確保していただき、建設産業の未来をつくっていただきたいと思っております。

5か年で25兆円以上の事業量の確保という話が、全建内で出ております。我々の会員企業が発している言葉でございますので、ぜひお聞きいただければと思っております。

また、先ほどの危機感について申し上げますと、今全国の200を超える自治体で、私たち

の会員企業がない自治体、空白地帯が出てきております。これは、災害があったときにどう対応できるか、あるいは先ほどの除雪の問題。地方を守れるか、地域を守れるかという危機的状況が顕在化しております。すばらしい施策を打っていただいておりますが、なお一層、これを周知徹底していただけるようお願いしたいと思います。

【大久保会長】 今井委員、ありがとうございました。共同改善ということに関して、建設産業全体で取り組んでいくということの重要性、それから公共工事、公共事業費に関する御意見、そして3点目として危機感ということのお話がありましたけれども、やはり担い手なり事業者が減っていく中で、空白地域もできつつあるということに関しての御意見をいただきました。

ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。お願いします。

【土志田委員】 全中建、土志田でございます。

ただいまの今井委員の御発言に全く同感でございます。このままいくと、多分職人になるという考えを持つ若者が出てこなくなります。10年先に、担い手不足なんていう問題でなく、実際に仕事にならない、工事が発注があっても仕事ができないという状況が10年先には見えているということ、この場にいらっしゃる皆さんに認識をもう一度していただきたいという思いでございます。

そういう中で、努力義務となっている部分をぜひ義務化していただいて、もうやらない駄目なんだと。今やらない、今の手を打たなければ、もう打つときはないんだという認識に、今日の委員の先生方に御理解いただけるとありがたいなど、かように思っております。

ありがとうございました。

【大久保会長】 土志田委員、ありがとうございました。先ほどの今井委員のお話、全く同感であるということでありまして、担い手不足という、急速に進んでくる担い手不足に至る現象という状況に対してしっかりと対応していくということが必要というお話でしたが、これに関して、国土交通省さんのほうとして、特にコメントがあればお願いしたいと思います。特にぜひとも皆さんからの御意見等に関して、今後の検討の中で生かしていただきたいと思っております。

【西野委員】 担い手不足に関して、今回、公共発注者体制を整えるところで発注者支援を入れるという話も出てきているわけですが、技術者不足については、発注者支援をする技術者ですら、今、十分に足りていないという状況です。建築では、施工段階で、施工管理者だけではなくて工事監理者もおります。技術者全体としてどのように配置すること

で品質を確保していくかということ、改めて建築生産、建設生産全体で技術者をどういうふうに配置していくのか、誰がどういう役割を担っていったって、どのようにすれば全体として品質確保ができるのかということを広い目で見直していく必要があるのではないかなと考えておりました、問題意識として、まずは申し上げたいと思います。

以上です。

【大久保会長】 西野委員、ありがとうございます。担い手不足という中で、特に品質確保の前提ということではありますが、技術者の不足に対してしっかりとまた全体でどう対応を進めていくかということの重要性に関してお話しいただきました。

ほかにどなたかよろしいですか。

それでは、特にほかに御発言がありませんので、本日の議事はこれで全て終了ということにさせていただきます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【事務局（高橋）】 大久保会長、本当にありがとうございました。

国交省側から発言がございました。

【渡邊建設業課長】 建設業課長の渡邊でございます。

本日は様々な貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、今年の12月に施行する建設業法改正に関係する内容についていろいろ御意見いただいたところございまして、ご意見を踏まえまして適切に施行してまいりたいと思いますし、特に周知について、いろいろ御指摘をいただいておりますので、説明会などを通じまして、発注者の方含めて、改正法の考え方がきちんと伝わるように、取り組んでまいりたいと思います。

また、そのほかにも標準約款でございますとか、中小企業におけるICTの導入について、あるいは週休2日など、公共入札の関係なども今後の取組としていろいろ御指摘をいただいたところございますので、業界や関係者の皆様からお話を伺いながらしっかり検討してまいりたいと思います。

また、建設業法の改正については、来年12月までに全体が施行されることになっておりまして、現在、労務費の基準についてワーキンググループのほうで御審議をいただいております。そちらについては、また本総会の方で御審議いただく形になりますので、引き続きの御協力、御審議をお願いできればと存じます。

本日はどうもありがとうございました。

【事務局（高橋）】

それでは、これもちまして散会させていただきます。委員の皆様におかれましては、御多忙のところ誠にありがとうございました。

— 了 —